

第四十回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和三十七年二月一日(木曜日) 午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 河野 謙三君
- 理事 山本伊三郎君
- 委員 石原幹市郎君 上原 正吉君 木村篤太郎君 下村 定君 山本 利壽君 吉江 勝保君 千葉 信君 高瀬狂太郎君

國務大臣

- 外務大臣 小坂善太郎君
- 大蔵大臣 水田三喜男君
- 通商産業大臣 佐藤 榮作君
- 政府委員 外務大臣官房長 湯川 盛夫君 通商産業大臣官房長 塚本 敏夫君 通商産業省 鈺山保安局長 八谷 芳裕君 事務局側 常任委員 伊藤 清君 会専門員

本日、の會議に付した案件

- 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

第一部 内閣委員会會議録第三号

昭和三十七年二月一日【参議院】

○通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

去る二十五日、予備審査のため、本委員会に付託されました大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。水田大蔵大臣。

○國務大臣(水田三喜男君) ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大蔵省の機構と定員の一部を改正いたしまして、行政事務の一その適切かつ能率的な運営をはかるうとするものでありまして、おもな改正点は、理財局に証券部を設けること、造幣局の内部組織を改正すること、国税庁の附属機関である全国資産評価調査会及び地方資産再評価調査会を廃止すること及び定員の規定を改正することの四点であります。

以下これらの改正点の概略について御説明申し上げます。

第一は、理財局に証券部を設けることとであります。最近における投資者層の増大及び証券業者事業規模の拡大並に証券投資信託の発展等に伴いまして、公正な株価形成、証券業者の經理健全化ないし業務の適正な遂行等をはかるための指導監督等、証券行政の重

要性は、ますます高まり、また、これらの事務量の増大も著しいものがあります。

このような実情にかんがみまして、この際、理財局に証券部を設置いたしまして、明確なる責任体制のもとに合理的かつ強力な証券行政の運営をはかり、もつて広範な投資者層の保護の徹底と証券市場の育成の万全を期するものであります。

第二は、造幣局の内部組織を改め、作業管理部を設けることとあります。近年、補助貨幣の需要の増加は著しいものがあり、造幣局の業務量も逐年増加してきておりますが、これらに対処いたしまして業務の効率的な運営をはかるため新たに作業管理部を設け、本支局を通ずる作業管理面の整備改善を行なおうとするものであります。

第三は、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会を廃止することとあります。この二つの調査会は、昭和二十五年に国税庁及び国税局の附属機関として設けられたものであります。が、すでにその使命を達成したと認められますので、この際、行政機構簡素化の趣旨にのっとりまして、廃止することとしたものであります。最後は、定員に関する規定であります。今回の定員改正は、税関業務の増加等に伴う第一線における税関職員増員四百人及び定員外職員の定員化に伴う増員等について改正を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるよう御願ひ申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、本日、予備審査のため、本委員会に付託されました外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。小坂外務大臣。

○國務大臣(小坂善太郎君) 外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、経済協力部を局に昇格することと、その所掌事務を定めることと、在ジュネーブ国際機関代表部の長を大使とすること及び定員を改正することを規定いたしております。

経済協力部を局に昇格する理由につきましては、低開発国に対する開発援助により、世界経済の拡大と世界平和の維持をもたらすものであることが、世界的に強く認識されるに従い、自由先進工業国は、開発援助に積極的となり、また、同時に、これを効率的に実施するため、相互に協調していかねばならないという雰囲気も生れてきました。

自由先進工業国の一員であるわが国も、低開発国に対する開発援助問題に協力することが外交的見地から見て重

要なことであるばかりでなく、ひいては、わが国の輸出市場の拡大、重要原材料の輸入確保等に寄与するとの認識のもとに、これを推進する立場をとるに至っております。

このような状況下におきまして、経済協力部の事務量は急激に増加するに至っており、また、事務の性格も経済局の取り扱う経済、通商の事務と分離することが適当となつて参りましたので、この際、部より局に昇格することといたしましたものであります。

次に、在ジュネーブ国際機関代表部の長を大使にすることといたしておりますが、ジュネーブにおきましては年中国際会議が行なわれており、重要な会議には、他国は必ず大使級以上の代表を出席せしめておるのであります。わが国は、そのつど大使級の代表を送り得ない場合が多々ありますので、他国との均衡を失する場合があります。このため、代表部の長である公使を大使に昇格することが、対外関係上必要な次第であります。また、定員の増加については、在外公館の増強等に伴い、特別職三人、一般職において四十七人を増員いたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを願ひいたします。○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の

審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、昨日、予備審査のため、本委員会に付託されました通商産業省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。佐藤通商産業大臣。

○国務大臣(佐藤栄作君) 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

通商産業省におきましては、かねてから国際経済情勢の推移に対処し、国内経済の成長に即応した、行政機構を整えるべく検討を進めて参りましたので、このたび成案を得るに至りましたので、ここに本改正法律案を提案する次第であります。

改正の第一の要点は、通商産業省の国際経済協力に関する任務、権限を明確化し、通商局に経済協力部を新設するとともに、同局の振興部を輸出振興部に改めることとでございます。

わが国経済の安定的成長をはかる上におきまして輸出の拡大が基本的要件であることは、ことあらためて申し上げるまでもございませぬが、最近の貿易自由化ないしは国際経済のブロック化等困難の度を加える内外の経済情勢下におきまして輸出の一そのの振興をはかるため、通商局の機構を再検討し、輸出関連業務を輸出振興部のもとに集中いたしました。統一的、効果的な体制を整えますとともに、経済協力を強力に推進するため、経済協力に関する通商産業省の任務、権限を明らかにし、経済協力部を新設することとした次第であります。

第二は、軽工業局にアルコール事業部を新設することとでございます。アルコール専売事業は、いわゆる五現業の一つとして、一般行政と異なつた面をもち、また、千二百人をこえる職員を擁し、年間売上高も約五十億円に達しようとしておりますので、この際、事業部を設けて、組織を整備し、責任体制を明確化することによりまして、経営の効率化をはかりたいと考える次第であります。

第三は、札幌及び福岡の通商産業局に附置されております鉱山保安監督部を鉱山保安監督局に昇格させることとあります。

鉱山保安の確保につきましては、昨年来、鉱務監督官の増員による巡回監督の強化、石炭鉱山保安臨時措置法の制定等を通じ、対策を講じて参つたのでありますが、今回さらに、多数の石炭鉱山の集中してあります札幌及び福岡の鉱山保安監督のための人員を充たすたし、同時に、同時に両鉱山保安監督部を鉱山保安監督局に昇格せしめて保安監督の徹底をはかりたいと存じます。

第四は、工業技術院の官房及び調整部を統合して総務部を新設することとでございます。

工業技術院は、その試験研究所における試験研究を通じて、わが国工業技術水準の向上に寄与しているのであり、官房が試験研究所の管理、人事、会計面が官房に、研究面が調整部にとり、これを統合して総務部を設置し、試験研究所管理の円滑化をはかりたいと存じます。同時に、通商産業省の所掌する科学技術に関する事項につ

きまして、工業技術院が企画立案し、連絡調整できることを明らかにいたしまして、産業行政と科学技術行政のより一体的な運営を確保したいと存じます。

第五は、通商産業省の附屬機関として設置されております審議会につきまして、所要の改廃措置を講ずることとあります。

まず第一に、工業生産技術審議会は、さきの行政審議会の答申の趣旨に基づきまして、審議事項を化学工業に基つたものに限ることとして、化学工業生産技術審議会と改めることといたしたいと存じます。次に、現在鉱業及び電気事業部門にありましてそれぞれ資源開発及び法令改正に関する事項のみを審議いたしておりました地下資源開発審議会及び電気関係法令改正審議会を、それぞれの産業の基本的問題についても審議を行なう鉱業審議会及び電気事業審議会と改めたいと存じます。

また、鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は、設置の許された期間の満了を控え、近く最終的答申が行なわれ、運びになっておりますので、この際廃止することといたします。

このほか、通商産業省の定員を、常勤定員外職員四百十四名の定員化を含めまして四百九十一名増員するとともに、通商産業局の所掌事務につきまして所要の改正を加えたいと存じます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要でございますが、部及び審議会の新設に際しましては、行政事務の合理化を念とし、既定の定員の範囲内にとどまるよう十分意を用いた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、

御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

本日は、これにて散会いたします。午前十時三十七分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案
通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

第一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
目次中「鉱山保安監督部を一鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。
第三条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 通商経済上の国際協力の推進
第四条第一項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 通商経済上の国際協力に關し、必要な措置をとること。
第五条第二項中「振興部」を「輸出振興部及び経済協力部」に改め、「化学肥料部」の下に「及びアルコール事業部」を加える。
第六条第三項中「次長二人を」

削る。

第八条第二項中「振興部」を「輸出振興部」に、「第七号及び第十号から第十三号の二までに掲げる事務」を「第五号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務のうち輸出に關する事務の総括及び輸出入の調整に關すること、同項第八号に掲げる事務のうち輸出に關すること、同項第九号に掲げる事務のうち輸出に關する事務の総括に關すること並びに同項第十号に掲げる事務のうち経済協力部の所掌に屬するもの以外のもの」に關することと改め、同条に次の一項を加える。

3 経済協力部においては、第一項第七号及び第十号の二に掲げる事務並びに同項第二号、第三号及び第十号に掲げる事務のうち通商経済上の国際協力に關することをつかさどる。
第十一條第一項第二項中「及びカリ塩」を削り、同条に次の一項を加える。

3 アルコール事業部においては、第一項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。
第二十五條第一項の表中「工業生産技術審議会」工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に關する事項を調査審議すること。

と。「を」化学工業生産技術審議

下に、「鉱山保安監督局」を加え

会 化学工業における生産技術の

向上及び製品の品質の改善に関す

る事項を調査審議すること。

改め、鉱業法改正審議会の項を削

り、「地下資源開発審議会」地下

資源（石油及び可燃性天然ガス資

源を除く。）の開発に関する重要事

項を調査審議すること。」を「鉱

業審議会」鉱業に関する重要事項

（石油及び可燃性天然ガス資源の

開発並びに石炭鉱業の合理化に関

するものを除く。）を調査審議す

ること」に改め、石炭鉱害対策審議

会の項を削り、「電気関係法令改

正審議会」電気に関する法令の改

正に関する重要事項を調査審議す

ること。」を「電気事業審議会

電気事業に関する重要事項を調査

審議すること。」に改める。

第二十七條第十一号の二中「火

業類の下に「及び高圧ガス」を加

える。

第二章第三節第二款の款名を次

のように改める。

第二款 鉱山保安監督局及び

鉱山保安監督部

第三十二条を次のように改め

る。

（鉱山保安監督局及び鉱山保安監

督部）

第三十二条 札幌通商産業局及び

福岡通商産業局に鉱山保安監督

局を、その他の通商産業局に鉱

山保安監督部を附置する。

2 鉱山保安監督局及び鉱山保安

監督部は、鉱山保安局の所掌事

務を分掌する。

第三十三条並びに第三十四条第

一項及び第二項中「鉱山保安監督

部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保

安監督部」に改める。

第五十条第一項の表中「一一、一

〇五人」を「一一、五三二人」に、

「一一、一五人」を「一一、一六四人」に

「一一、二七人」を「一一、二八二人」に、

立案し及び連絡調整を行なう

こと。

第四條を次のように改める。

（内部部局等）

第四條 工業技術院に、左の二部

及び試験研究所を置く。

総務部

標準部

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條（見出しを含む。）中「調

整部」を「総務部」に改め、同条中

第四號を第五號とし、第三號を第

四號とし、第二號を第三號とし、

同条第一号中「所管行政」を「工業

技術院の所管行政」に改め、同号

を同条第二号とし、同条に第一号

として次のように加える。

一 工業技術院の所掌に属する

人事、会計及び庶務に関する事

事項

第六條に次の二号を加える。

六 通商産業省の所掌に係る事

三十七年四月一日から同年六月

三十日までの間は、本省におい

ては一万五千四百八十八人、特許

庁においては千六百六十五人と

し、同年七月一日から同年九月

三十日までの間は、本省におい

ては一万五千五百三十三人とす

る。

（鉱山保安法の一部改正）

3 鉱山保安法（昭和二十四年法

律第七十号）の一部を次のよう

に改正する。

第八條、第九條、第十條第三

項及び第四項、第十一條、第十

三條第二項、第十三條、第十四項及

び第五項、第十六條第一項、第

二十二條、第二十三條第一項及

び第二項、第二十五條、第二十

五條の二第一項、第二十五條の

三並びに第二十六條第一項中

「鉱山保安監督部長」を「鉱山保

安監督局長又は鉱山保安監督部

長」に改める。

下に、「鉱山保安監督局」を加え

る。

第三十六條中「鉱山保安監督

部長」を「鉱山保安監督局長又は

鉱山保安監督部長」に改める。

第三十八條の見出し中「鉱山

保安監督部長又は鉱山監督官」

を「鉱山保安監督局長等」に改

め、同条第一項中「鉱山保安監

督部長」を「鉱山保安監督局長若

しくは鉱山保安監督部長」に改

める。

第四十五條中「鉱山保安監督

部」を「鉱山保安監督局及び鉱山

保安監督部」に改める。

第四十六條第二項中「鉱山保

安監督部長」を「鉱山保安監督局

長又は鉱山保安監督部長」に改

め、同条第三項中「通商産業大

臣又は」の下に「鉱山保安監督局

長若しくは」を加える。

第四十八條中「鉱山保安監督

部長」を「鉱山保安監督局長又は

第四十九條中「鉱山保安監督

部」を「鉱山保安監督局又は鉱山

保安監督部」に改める。

（鉱業法の一部改正）

4 鉱業法（昭和二十五年法律第

二百八十九号）の一部を次のよ

うに改正する。

第六十三條第三項及び第百零

四項中「鉱山保安監督部長」を

「鉱山保安監督局長又は鉱山保

安監督部長」に改める。

（石油資源探鉱促進臨時措置法

の一部改正）

5 石油資源探鉱促進臨時措置法

（昭和二十九年法律第八十九号）

の

一部改正

の

一部改正

の

一部改正

の

一部改正

局に次長二人を削る。
第二十五条第一項中「三千二百二人」を「三千三百三人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

二月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律

法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 外交政策上の経済協力（技術協力を含む。以下同じ。）の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 外交政策上の経済協力を推進し、及び本邦からの海外投資に関する利益を保護するため必要な措置をとること。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済局」「経済協力局」に改

め、同条第四項を削る。

第八条第一項第四号中「技術協力を含む。以下同じ。」を削る。

第十条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（経済協力局の事務）

第十条の二 経済協力局においては次の事務をつかさどる。

一 経済協力に関する協定に関すること。

二 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。

三 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

四 国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

第二十五条第二項中「それぞれ特命全権大使及び特命全権公使」を「特命全権大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七八人」に、「二、三三三人」を「二、三三〇人」に、「二、三九八人」を「二、四四八人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

第一部

内閣委員会会議録第三号

昭和三十七年二月一日

【参議院】

昭和三十七年二月三日印刷

昭和三十七年二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

(第一部)